

国立大学法人東京外国語大学学生連携支援ネットワーク規程

〔令和5年2月28日〕
規則第70号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に東京外国語大学学生連携支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

(目的)

第2条 ネットワークは、学生相談、メンタルヘルス相談、ハラスメント相談及び就職相談等の学生支援業務の相互連携を円滑にし、その他学生支援体制の充実を図ることにより、本学学生の豊かな学生生活を実現することを目的とする。

(業務)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 学内の関係する機関との連携・協力に関すること。
- (2) 学内の学生支援部署間の連絡・調整に関すること。
- (3) その他学生相談に必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 ネットワークは、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 保健管理センター所長
- (2) グローバル・キャリア・センター長
- (3) 学生相談室長
- (4) アカデミック・サポート・センター長
- (5) 学務部長
- (6) 教務課長
- (7) 学生課長
- (8) 留学生課長
- (9) その他学生連携支援ネットワーク長が必要と認めた者

2 ネットワークに学生連携支援ネットワーク長（以下「ネットワーク長」という。）を置き、学生相談室長を兼ねる副学長をもって充てる。

3 ネットワークに学生連携支援副ネットワーク長を置き、学務部長をもって充てる。

(学生連携支援ネットワーク連絡調整会議等)

第5条 ネットワークの業務の相互連携を円滑に行うため、ネットワークに、学生連携支援ネットワーク連絡調整会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 議長はネットワーク長をもって充て、議長は会議を主宰する。
- 3 会議の構成員は、前条第1号から第9号に定める者をもって充てる。

(構成員以外の出席)

第6条 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(個別事案を検証する機会の会合の参集)

第7条 学生に重大な事故等が予見される場合又は事故等が発生した場合の事後対応など、会議が必要と認める場合は、個別事案を検証する機会(以下「個別事案検証会」という。)を設けることができる。

2 個別事案検証会の構成員は、会議の議を経て、次の者の中から、ネットワーク長が決定する。

- (1) 学生相談室長
- (2) 関係組織の構成員
- (3) 当該学生が所属する部局長もしくは部局長を代理する教員
- (4) 当該学生の指導担当教員
- (5) 学生課長又は学生課職員
- (6) 個別事案に対応するために必要とする上記(1)から(5)以外の教職員
(重点支援を行うための組織)

第8条 個別事案検証会での検証の結果、学生相談室長が必要と認める場合は、保健管理センター所長を長とする重点支援のチーム(以下「重点支援チーム」という。)を組織することができる。

2 重点支援チームの構成員は、次の者の中から、ネットワーク長が決定する。

- (1) 保健管理センター所長
- (2) 学生相談室長
- (3) 学生相談室カウンセラー
- (4) 当該学生が所属する部局長
- (5) 当該学生の指導担当教員
- (6) 学生課長又は学生課職員
- (7) 個別事案に対応するために必要とする上記(1)から(6)以外の教職員
(学生相談窓口)

第9条 ネットワークに、学生支援に係る相談事業の円滑な実施を図るため、学生相談窓口(以下「窓口」という。)を置く。

2 窓口は、学生からの相談を受け、次に掲げる事項に照らして助言し、適切な相談室等との調整を行う。

- (1) 学生生活に関すること。
- (2) ハラスメントに関すること。
- (3) メンタルヘルスに関すること。
- (4) その他学生生活全般に関すること。

(事務)

第10条 ネットワークに関する事務は、関係課の協力を得て、学生課において処理する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は学生支援マネジメント・オフィス会議の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。